

運賃協議会の設置及び運賃協議会会長の指名について

ぐるりんミニバス（中山線）デマンド運行実証実験の実施に伴い、デマンド運行に係る運賃を定める必要が生じたため、以下のとおり、運賃協議会を設置し、協議を行うものです。

1. 運賃協議会について

一般乗合旅客自動車運送事業の**協議運賃**の決定について、**道路運送法の改正**により、以下のとおり手続きが変更された。

令和 5 年 9 月 3 0 日まで ⇒ 地域公共交通会議等で協議し決定
令和 5 年 1 0 月 1 日から ⇒ 2 に掲げる構成員による協議により決定

2. 運賃協議会の構成員について

1. 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
2. 市長が住民の意見を代表するものとして指名する者
3. 地方運輸局長
4. 市

3. 本市における対応案

- 公共交通会議の分科会の 1 つとして、**運賃協議会を設置**
⇒「田原市地域公共会議設置要綱」を改正し、分科会として「田原市地域公共交通運賃協議会」を置く旨を追加（資料 6 - 2）
⇒「田原市地域公共交通運賃協議会設置要綱」を制定（資料 6 - 3）
- 田原市地域公共交通運賃協議会の委員は、公共交通会議委員とし、以下のとおりとする。**
 1. 当該一般乗合旅客自動車運送事業者（今回は、豊鉄タクシー株式会社）
 2. 田原市地域コミュニティ協議会会長
 3. 地方運輸局職員
 4. 田原市都市建設部長

4. 運賃協議会会長について

- 運賃協議会会長は、運賃協議会を総理し、会議の議長となる。
- 運賃協議会会長は、公共交通会議会長が指名する。